

標 題：

条約証書に関するパナマ政府への
納付金について

NK テクニカル インフォメーション

No. 60

昭和62年6月18日

関係船主、造船所 各位

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、このたびパナマ政府は、昨年12月付の Merchant Marine Circular No.96により、総ての船級協会およびその他の代行機関に対して、パナマ政府の代行で発行する条約証書に関して、証書1件につきUS50ドルをパナマ政府に納付するよう要求してまいりました。

つきましては、まことに不本意ではございますが、今後パナマ政府の代行で条約証書を発行する場合には、上記パナマ政府への納付金を、本会所定の証書手数料に加算して頂かざるを得ないこととなりましたので、なにとぞご理解ご了承下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

VOID

